

議案第88号

幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例

幕別町子育て支援センター条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

幕別子育て支援センターあおば	幕別町札内青葉町185番地12
----------------	-----------------

第3条第2項を次のように改める。

2 分室で行う事業は、次のとおりとする。

(1) 幕別子育て支援センターまくべつ

前項第1号及び第3号に規定する実施内容

(2) 幕別子育て支援センターあおば

前項第1号、第2号及び第4号に規定する実施内容

第4条及び第5条第1項中「第2項」を「第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年12月24日から施行する。